

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名： )	<input type="checkbox"/> 調整項目 ( <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設および工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )
	<input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間および施工方法の制限あり	<input type="checkbox"/> 制限する工種名 ( ) 施工時期および施工時間 ( ) 施工方法 ( )
	<input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了	<input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名 ( ) 協議完了見込み時期 ( )
	<input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり	<input type="checkbox"/> 占用物件名 ( <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) 施工時期 ( <input type="checkbox"/> 別途協議 )
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 維持管理業者との調整 )	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 施工に関して維持管理業者との調整を行うこと。 )
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> No. ~No. <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 ( <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日頃 <input type="checkbox"/> 別途協議 )
	<input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無	<input type="checkbox"/> 仮設ヤード ( <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 ( ) <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 ( L = km ) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 ( )
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )
公害対策関係	<input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり	<input type="checkbox"/> 制限項目 ( <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 施工方法等 ( <input type="checkbox"/> 指定工法名 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 施工時期 ( )
	<input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり	<input type="checkbox"/> 調査項目 ( <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 調査方法 ( <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )
	<input type="checkbox"/> その他 ( 特定建設作業実施にかかる届出について )	<input type="checkbox"/> その他 ( 受注者は騒音規制法、振動規制法、三重県生活環境の保全に関する条例に定める特定建設作業実施の届出を行うこと。 ) <input type="checkbox"/> ( 家屋調査については「三重県業務委託共通仕様書」に基づき調査を実施するものとする。 )
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 指定路線 <input type="checkbox"/> 指定路線以外 <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置人員数 <input type="checkbox"/> 概算人数による算出 ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員B 人 ただし、実務経験3年以上のものを1人/日以上配置すること。 ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督職員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。 ③ 交通誘導警備員配置完了後、実績人数が確認できる資料（月毎の請求書原本等）を監督職員へ提示し、その写しを提出すること。 <input type="checkbox"/> 積上げによる算出 配置人員数： 人 (うち交通誘導警備員A 人) (注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置時間 ( ) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置期間 ( ) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員配置の対象工種 ( 別添資料参照 )
	<input type="checkbox"/> 近接公共施設等に対する制限	<input type="checkbox"/> 既存施設あり ・近接公共施設 ( <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) ・近隣施設 ( <input type="checkbox"/> 擁壁 ( ) <input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・制限を受ける工種 ( ) ・制限内容 ( )
	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置 ( <input type="checkbox"/> 別添図面 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 保安要員の配置 ( <input type="checkbox"/> 別添図面 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )
	<input checked="" type="checkbox"/> 現場での安全確保 ( 自主施工の原則 )	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や形状が必要な場合は、監督職員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	<input checked="" type="checkbox"/> 事故速報の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事中の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ点当該欄は、作業に当たって制約を受けることとなるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 経路および使用期間の制限内容（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 使用中および使用後の措置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 用地および構造（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 安全施設（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> その他（緊急車両の走行経路確保）	<input type="checkbox"/> その他（緊急車両の経路確保には十分配慮し、施工中に同車両が付近を走行する場合は工事を一時中断するなど、同車両の走行を阻害しないよう細心の注意を払うこと。）
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 使用期間および借地条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 転用あり（ 回） <input type="checkbox"/> 兼用あり（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 水替工（縮切排水工）	<input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし <input type="checkbox"/> 施工条件の指定あり <input type="checkbox"/> ① 水替工（縮切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督職員と必要とする水替日数を協議すること。 工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。 ③ 水替工（縮切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 仮設物の構造および施工方法の指定	<input type="checkbox"/> 構造および設計条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 施工方法（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
建設発生土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地の指定あり	<input type="checkbox"/> 受入地の条件（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> 運搬距離（L= km） <input type="checkbox"/> 受入料金あり <input type="checkbox"/> 受入料金なし <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ））
	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地未定	<input type="checkbox"/> 受入地未定につき別途協議する。（ <input type="checkbox"/> 暫定運搬距離（L= km、 <input type="checkbox"/> その他（ ）））
	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ <input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input type="checkbox"/> 再生処分場（ ） <input type="checkbox"/> 最終処分場（ ） <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> その他（積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を想定している。） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ ） <input type="checkbox"/> 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督職員と協議すること。
	<input checked="" type="checkbox"/> その他（現場発生品）	<input checked="" type="checkbox"/> その他（撤去品は関係法令に基づき適正に処分すること。）
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり	<input type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 防護（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（架空線・地下埋設物等）	<input type="checkbox"/> その他（地下埋設物等について、事前に確認を行い監督と協議を行うこと。）
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり	<input type="checkbox"/> 設計条件（仕様書参照） 工法区分（ 工法） 材料種類（仕様書参照） 施工範囲（仕様書参照） <input type="checkbox"/> 削孔数量（仕様書参照） 注入量（仕様書参照） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理および注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（水質調査の必要あり）	<input type="checkbox"/> 工法関係（仕様書参照） 材料関係（仕様書参照） <input type="checkbox"/> その他（仕様書参照）
再生材使用関係	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり	<input type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシュラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について	<input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督職員と別途協議すること。 （認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 盛土材 <input type="checkbox"/> 埋戻し材 <input type="checkbox"/> サンドクッション材 <input type="checkbox"/> 上層路盤材 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品 <input type="checkbox"/> グレーチング <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 間伐材製工事用パリケード・看板・標示板）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ点当該欄は、作業に当たって制約を受けることとなるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
そ の 他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管および仮置きが必要あり	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 現場発生品あり	<input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 支給品あり	<input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ）
	<input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり	<input type="checkbox"/> 時期（令和 年 月 日） その他（ ） <input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 数量（ ） 運搬距離（L＝ km）
<input checked="" type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事に使用する材料については、品質を証明する資料を添えて、工事用材料使用届（様式第4号）を監督職員に提出すること。 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新：令和5年7月一部改定）） <input type="checkbox"/> 「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」特記仕様書・試行要領（県土整備部 令和5年7月）を準用 <input type="checkbox"/> 「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」特記仕様書・試行要領（県土整備部 令和5年7月）を準用 <input type="checkbox"/> 「月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）」特記仕様書・試行要領（県土整備部 令和5年7月）を準用 <input checked="" type="checkbox"/> その他（週休二日制工事対象外）
電子納品	<input type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input checked="" type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督職員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> （ ）部）とする。 <input type="checkbox"/> 三重県CALS 電子納品運用マニュアル（令和4年7月改訂）を準用
コリンズ作成・登録	<input type="checkbox"/> コリンズ（CORINS）の作成・登録	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）作成・登録を行うこと。
建設副産物・情報建設発生土情報交換システム	<input type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム <input type="checkbox"/> 建設発生土情報交換システム	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
下請関係 下請企業 次数制限	<input checked="" type="checkbox"/> 下請企業の次数制限	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事における下請けの次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。 <input checked="" type="checkbox"/> 資材調達および工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際してはできる限り市内業者を優先すること。
社会保険等 未加入対策	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険および雇用保険）	<input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。 また、発注者が加入状況を証明する書類の提出または提示を求めた場合、速やかに対応すること。
火災保険等の 取り扱い	<input checked="" type="checkbox"/> 工事目的物および工事材料等を火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む）に付する場合の取り扱い	<input checked="" type="checkbox"/> 保険の加入時期は、原則として契約締結日からとし、終期は工事完成後14日とする。（工事請負契約書第52条関係）
工事検査	<input type="checkbox"/> 工事検査の受検体制	<input type="checkbox"/> 書類確認においては、原則現場代理人と主任（監理）技術者で受検すること。（工事請負契約書第31条関係）
技能者の配置等	<input type="checkbox"/> 技術者の配置指定あり	<input type="checkbox"/> 給水装置工事を施工する場合は、水道法施行規則第36条（事業の運営の基準）に基づき、給水装置工事主任技術者を適正に配置し、その旨を監督職員に届け出なければならない。（給水装置工事主任技術者が所属する企業との下請契約可） <input type="checkbox"/> 給水装置工事を施工する場合の実績については下記①または②のとおり。（要件を満たす企業との下請契約可） ① 桑名市指定給水装置工事事業者の指定日以降に桑名市内において10件以上の給水装置（新設、増改、舗先および撤去工事）の施工実績を有する企業。 ② 桑名市指定給水装置工事事業者で令和元年度以前3ヵ年に桑名市内において5件以上の給水装置（新設、増改、舗先および撤去工事）の施工実績を有する企業。
不当介入を受けた 場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 不当要求を受けた場合の措置 <input checked="" type="checkbox"/> 各種利害関係者団体による調整	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者又は下請負人等は、不当要求を受けた場合、毅然とこれを拒否し、速やかに、発注者にその事実を報告すること。 また、不当要求の疑いがある行為があった場合は、速やかに、発注者に相談すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 工事の施工に関して、施工期間（契約時から完成時まで）においては、理由のいかんにかかわらず、各種利害関係団体及び団員等に対して金品の提供は行わないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 各種利害関係団体への工事の施工方法や現場管理等の説明は、発注者が行う。なお、発注者のみで説明が困難な場合は受注者は、発注者に同行すること。
その他要件	<input type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度	<input type="checkbox"/> 契約締結日から目的物引渡し日までの期間中、建設業退職金共済制度に加入していること。

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ点当該欄は、作業に当たって制約を受けることとなるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

長島浄化センター自動微細目スクリーン分解整備業務委託

特記仕様書

桑名市上下水道部

下水道課

## 第1章 総 則

### 第1節. 業務概要

本業務は、長島浄化センターの自動微細目スクリーンの分解整備を行うものである。

### 第2節. 特記事項

1. 本業務で据付する機器は稼働時に支障が出ないように考慮すること。
2. 設計図書中に相互に差異のある場合は打合せによる決定・指示した事項を最優先とする。
3. 本業務で機器類の運用及び維持管理上支障がある場合、監督員と協議のうえ、決定を行う。また、分解時に初めて解るような箇所に関する追加の部品交換等に関しては、監督員との協議の上、設計変更の対象とするか判断するものとする。尚、軽微な変更に関しては設計変更の対象としない。
4. 業務期間内においても可能な限り迅速に作業し、完了までの期間短縮に努めること。
5. その他、監督員の指示、承諾を遵守すること。

### 第3節. 規格及び関係法令

本業務の実施にあたっては、下記の規格規則等に準拠すること。

- (1) 機械、電気設備に関する技術基準を定める省令
- (2) 日本産業規格（J I S）
- (3) 日本電気規格調査会標準規格（J E C）
- (4) 日本電機工業会標準規格（J E M）
- (5) 内線規程
- (6) 三重県公共工事共通仕様書
- (7) その他関連法令、条例及び規格、及び日本下水道事業団発刊基準類

### 第4節. 工場試験及び検査

機器製作（整備）完了後、本市監督員が立会う工場検査を実施した場合は、その記録（試験・検査成績表・立会い写真）を本市へ提出するものとする。ただし、工場検査を実施しない場合は工場出荷前に工場自主検査を実施し、報告書（試験・検査成績表・自主検査写真）を提出するものとする。

なお本業務では工場整備を行わない。

#### 第5節. 試運転調整及び検査

1. 機器類は、据付完了後、現場にて試運転調整を行うものとする。別途発注工事との関連、その他の理由で試運転調整が出来ない場合は、後日運転可能になった時行うものとする。
2. 業務完了後、完了検査を受けるものとする。完了時に別途発注工事との関連で機器類の運転が出来ない場合及びそれに伴った検査を受けられない場合は、受注者は本市の指示に従うものとする。

#### 第6節. 保証期間

1. 取替部品の保証期間は規定による引渡し完了後1年間とする。
2. 明らかに製作者の設計製作の不備に起因する故障あるいは事故が生じた場合は、24時間体制で対応すること。また、受注者の責任において直ちに修理又は取替えを行うこと。

## 第2章 機器仕様

### 第1節 機器仕様

#### 1. 自動微細目スクリーン

##### (1) 諸元

型 式：NRM1-80-20, 5400  
メーカー：株式会社西原環境衛生研究所  
台 数：1 台  
形 式：し渣搬送・脱水装置付自動スクリーン  
スクリーン：外形約 780mm×横長約 5400mm  
処理量：3.3m<sup>3</sup>/分  
目幅：20mm  
電源：3Φ×60Hz×400V×1.5kW

##### (2) 整備時の交換部品

・駆動装置 SAF82DT90L4	1.5KW	1 台
・下部軸受 Assy	SUS304	1 式
・下部軸受スリーブ	SUS304	1 個
・スクレーパブッシュ	POM	1 個
・洗浄ノズル		1 個
・近接スイッチ		1 個
・ドレン管	PVC	1 個
・止水ゴム板	CR	1 式
・洗浄水弁		1 個
・点検口（清掃口）パッキン		1 式

#### 2. 整備内容

・各部の点検・清掃	1 式
・自動微細目スクリーン分解整備	1 式
・自動微細目スクリーン組立	1 式
・部品交換	1 式
・測定	1 式
・試運転	1 式
・報告書及び写真帳作成	1 式

### 3. その他

- (1) 製造メーカー指定の取替部品を調達し、整備するものとする。
- (2) 調達した部品については、納品書を添付するものとする。

## 第3章 分解・整備・交換・据付

### 第1節. 適用範囲

本業務の整備方法、使用材料、使用機器等については、安全かつ効率的に実施し、整備中の機場の運転についても適切に行うものとする。

### 第2節. 作業内容

#### 1. 分解・整備・交換作業

- (1) 機器の分解及び整備を行う。
- (2) 本特記仕様書 第2章に示す交換部品の交換を行うこと。

#### 2. 据付作業

- (1) 据付にあたっては機器等の水平、垂直、芯出し、振動に十分注意すること。
- (2) 設置後、着手前同様の運転に不具合の無いことを確認のこと。

### 第3節. その他

- (1) 機器整備時および現場施工時に発生した廃材等は、受注者の責任により関係諸法令を遵守し、適切な処分を行うこと。
- (2) 試験用器具及び試験に必要な一切のもの及びこれに要する消耗品等はすべて受注者の負担とする。
- (3) 機器整備完了後の現地据付時、必ず監督員立ち合いの下、試運転を実施し、運転データの測定、自動運転の確認を行なう事。
- (4) 稼働中の施設であることから、業務期間中の本業務に関する処理場運転の異常に対し、24時間体制で市民生活に影響のないよう迅速に対応すること。

## 暴力団等の排除措置に関する特記仕様書

### (目的)

第1条 この特記仕様書は、桑名市が締結する契約等に係る暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当な介入等を排除することにより、契約の適正な履行を確保することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この特記仕様書における用語の意義は、桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年桑名市告示第206号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第2条に定めるところによる。

### (通報義務)

第3条 請負者は、暴力団等による不当介入を受けた場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 暴力団等による不当介入を受けた場合は、毅然とこれを拒否し、速やかに、警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 前号の通報及び協力を行った場合は、速やかに、その内容を市長等発注者に報告すること。

### (資材購入等の禁止)

第4条 請負者及び下請負人等は、資材販売業者若しくは廃棄物処理業者又はその役員等が暴力団等と認められる場合は、当該資材販売業者若しくは廃棄物処理業者から資材等を購入し、又は廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者を使用してはならない。

### (違反に対する措置)

第5条 請負者が前2条の規定に違反した場合は、情状により、次の各号の措置を講じることがある。

- (1) 指名停止又は文書注意 暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、第3条の規定に違反した場合は、指名停止又は文書注意を行う。
- (2) 暴力団等排除措置要綱第5条の規定により、契約を解除する。

### (契約期間の延長等)

第6条 暴力団等による不当介入を受けたことにより、契約期間内に履行することが困難な場合は、市長等発注者と協議すること。

- 2 請負者が第3条の規定に違反していた場合は、前項の規定にかかわらず、情状により、契約期間の延長等の措置を講じないことがある。この場合において、請負者は、履行遅滞の責を免れない。

### (その他)

第7条 この特記仕様書に定めるもののほか、暴力団等排除措置要綱の規定により、必要な措置を講ずるものとする。